

# あなたと協働 みんなの佐世保

## 市民協働推進計画を策定 一歩一歩着実に推進を

ことし三月、本市は「佐世保市市民協働推進計画」を策定し、四月から市民協働の実現に向けた取り組みが始まりました。市民協働とは、市民と市民、市民と行政が対等・平等なパートナーとして、地域の課題を解決し、安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組むための手法です。この計画では「市民協働推進指針」（平成十七年度策定）を基本に、十四人の市民委員で構成する「市民協働推進委員会」からの答申書を踏まえながら、本市の市民協働をどのように進めていくのかをまとめました。

市民協働は、本紙前月号で特集した「第六次佐世保市総合計画」でも基本理念に掲げられ、本市すべての施策の基本的な考え方になっています。今後は、市民の皆さんと共に、協働のまちづくりの実現に向け、一歩一歩着実に計画を推進していきます。

### 佐世保市市民協働推進計画の概要

#### 市民協働の理念・原則

- 理念 共生、参加、平等
- 原則 自主性・主体性尊重、対等・平等、情報公開・透明性確保

#### 市民協働の現状

- 市役所の市民協働事業155事業（平成18年6月調査）
- 政策形成過程への市民参加（佐世保市総合計画を考える市民会議、お茶の間トークなど）
- 市内の市民活動団体数（平成20年2月現在）NPO法人55団体、させぼ市民活動交流プラザ登録団体97団体、社会福祉協議会ボランティア登録団体52団体

#### 市民協働の課題

- ①市民と行政との相互理解
- ②市民と市職員の意識改革
- ③地域コミュニティのあり方検討

- ④市民活動の基盤強化と市民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくり
- ⑤推進体制の整備

#### 市民協働推進のための具体的方策

- ①市民協働への理解を深める基盤の整備
- ②地域における市民協働のまちづくり活動の推進
- ③市民が活動しやすい環境づくりの推進
- ④市民協働のまちづくりに参加しやすい仕組みづくりの推進

#### 市民協働の着実な推進と体制整備

- ①市の施策・事務事業の検証
- ②市民協働を推進する体制整備
- ③計画の進行管理と評価

#### 計画期間

平成20～24年度（5年間）

## さまざまな課題を抱える本市の地域コミュニティ 地域におけるまちづくり活動の推進

### 暮らしに欠かせない地域の活動

大規模な地震、台風、集中豪雨、青少年犯罪、子どもが巻き込まれる事件、高齢者の一人暮らし…。社会の大きな変化の中で、近年、わたしたちの生活に関わる課題が多様化しています。

このような社会環境の中で、わたしたちが安全・安心に暮らしていくためには、地域の皆さんが共に支え合い、助け合うという活動が欠かせません。本市には現在、五百六十を超える町内会等の自治組織をはじめ、学区や地区公民館単位など数多くの地域コミュニティがあり、防犯・防災の取り組み、子

どもたちの登下校時の見守り、一人暮らしの高齢者への声掛け、町内清掃など、さまざまな活動に取り組んでいただいています。こうした地域の皆さんの活動は、市民協働によるまちづくりの基盤にもなるもので、今後のまちづくりの大変重要な役割を担っています。

### 地域コミュニティの課題

まちづくりに重要な意義を持つ地域での活動も、近年では、担い手不足や高齢化、参加者の減少などさまざまな課題を抱えています。

今、市民の皆さんには、地域のこうした現状を理解し、積極的に活動に参加していただくことが求められています。地域の行事などに参加してご近所の人と話をしてみると、その地域のさまざまな情報を得ることが出来ます。また、自らの課題の解決につながることもあるでしょう。これまで地域活動に関わる機会が少なかった皆さん、まずは町内清掃や親睦行事など、参加しやすいものから取り組んでみませんか？

### 地域コミュニティのあり方を検討

本市では今後、地域コミュニティのあり方を検討していきます。町内会や学区、地区公民館単位など本市にはさまざまな単位のコミュニティがありますが、今後、活動を活性化させるためには、どのような取り組みが必要なのかを、市民の皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

### 地域コミュニティあり方検討委員会の 市民委員を募集します！

- 対象 市内にお住まいか、勤務、通学している人
- 募集人員 2人程度
- 募集期間 5月1日（木）～5月30日（金）
- 任期 7月から平成22年3月まで（予定）
- 報酬 会議1回につき8,800円（予定）
- 会議 2カ月に1回程度、19時から約2時間
- 応募方法 「地域コミュニティのあり方について思うこと」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、連絡先を明記し、  
①郵送 〒857-8585（住所不要）  
②Eメール sinkou@city.sasebo.lg.jp  
のいずれかで地域振興課へ

※応募者には、6月末までに電話か郵送で結果をお知らせします。

📍地域振興課 ☎24-1111

安全安心なまちづくりに取り組む地域住民

